

ヨルダンのデータ保護法の概要

中東ニュースレター

2025年12月17日号

執筆者:

森下 真生

m.morishita@nishimura.com

黒田 英

s.kuroda@nishimura.com

1. はじめに

ヨルダン・ハシェミット王国(以下、「ヨルダン」と言います。)では、包括的な個人データ保護法としては初めてとなる個人データ保護法(以下、「データ保護法」又は「法」と言います。)が 2023 年 9 月 17 日に公布され、2024 年 3 月 17 日に施行されています。但し、施行後、1 年間の移行期間が設けられており、完全準拠が求められるようになったのは 2025 年 3 月 17 日からです(法 23 条)。施行規則はまだ出ていないものの、現在は遵守が求められる状況にあるところ、本ニュースレターでは、データ保護法の主なポイントについて解説します。

2. データ保護法の主な内容

(1) 適用対象

データ保護法は施行前に収集及び処理されたデータにも適用されますが、個人的な目的のために自身のデータを処理する自然人には適用されません(法 3 条)。

(2) 個人データ、データ管理者及び処理者等の定義

データ保護法において、主要な用語は以下のとおり定義されています(法 2 条)。

「個人データ」とは、その出所や形式を問わず、直接的又は間接的に個人を識別することができる自然人に関するデータ又は情報を言い、これには、本人、家族状況、所在地に関するデータも含まれます。

「処理」とは、収集、記録、複製、保存、整理、修正、利用、使用、送信、配布、公表、他のデータとのリンク、提供、移転、表示、匿名化、符号化、破壊、登録、消去、変更、説明、又は開示の目的で、何らかの形態又は手段によって行われる一つ又は複数の操作を言います。

「センシティブ個人データ」とは、自然人に関するデータ又は情報で、その個人の出身、人種、政治的意見、宗教的信仰、財務状況、健康状態、身体的若しくは精神的な状態、遺伝的データ、生体認証データ、犯罪歴、又は個人情報保護委員会がセンシティブ個人データと見做すものを言い、その開示又は不正使用が当該個人に危害を及ぼすおそれがあるものを言います。

「データ」とは、「個人データ」及び「センシティブ個人データ」の総称を言います。

「データ管理者」とは、国内外に所在し、データを管理している自然人又は法人を言います。

「データ処理者」とは、データ処理に責任を負う自然人又は法人を言います。

(3) データ処理の要件

データの処理には原則として本人の事前同意が必要ですが(法 4 条 A)、例外として国家機関による法的任務遂行目的、医療目的、生命や重大な利益の保護の目的、犯罪の防止、摘発及び起訴の目的、法令で義務付けられている場合、又は裁判所の命令があった場合、統計目的及び国家安全保障目的等の場合においては、本人の同意がなくともデータの処理が認められています(法 6 条 A)。

本人の同意が有効であるためには、以下の要件を満たしている必要があります(法 5 条 A)。

- ・ 同意が明示的に取得され、書面又は電子的に記録されていること
- ・ 同意の期間と目的が明確であること
- ・ 同意の依頼は、明確、簡潔で分かり易く、容易にアクセスできる形で行われること
- ・ 法的な同意の能力がない自然人(未成年等)の場合は、親や法定後見人の同意

また、同意が誤った情報、欺瞞的若しくは誤解を招く手法に基づいて取得された場合、又は同意なく処理の性質、種類若しくは目的が変更された場合、同意は無効とされます(法 5 条 B)。

データの処理は以下の要件に適合している必要があります(法 7 条)。

- ・ 処理の目的は合法的で、明確且つ特定されていること
- ・ データの収集目的と一致していること
- ・ 合法的な手段を通じて処理されていること
- ・ 正確で、真実で、最新のデータに基づいていること
- ・ 処理目的が完了した後には、データ主体を識別できない形態にすること
- ・ データ主体に害を及ぼしたり、その権利を直接的・間接的に侵害しないこと
- ・ データの機密性・完全性を確保し、不正な改ざんを防ぐ方法で処理されないようにすること

(4) 同意取得前の通知

データ管理者はデータの取得前に、以下の各事項をデータ主体に通知する必要があります(法 9 条)。

- ・ 処理されるデータ及びデータの処理開始日
- ・ データを処理する目的
- ・ データが処理される期間(当該期間はデータ主体の同意がある場合に、データ保護法の規定に従ってのみ延長できる旨を含む。)
- ・ データ処理においてデータ管理者を支援することになるデータ処理者の名称
- ・ データのセキュリティ、保護、安全対策
- ・ プロファイリングに関する情報

(5) データの国外移転

越境移転を含むデータの移転には、原則としてデータ主体の同意が必要です(法 14 条 A)。また、データの越境移転に関しては、移転先がデータ保護法に定められた水準と同等以上のデータ保護を提供している場合に限り許可されます(法 15 条 A)。但し、移転先がデータ保護法に定められた水準と同等以上のデータ保護を提供していない場合においても、以下の場合は例外的にデータの越境移転が認められます(法 15 条 A)。

- ・ 国際協定等に基づく司法協力
- ・ 犯罪捜査や犯罪者追跡のための国際的・地域的協力
- ・ 治療のために必要な場合における医療データの交換
- ・ 感染症、健康危機、公衆衛生に関するデータの交換

- ・ 移転先におけるデータ保護の水準が不十分であることを通知した上で、データ主体の同意を取得した場合
- ・ 国外送金の場合

データの移転を開始する前に、管理者は、国外のデータ受領者が提供するデータ保護の水準を確認し、データの安全を確保しなければなりません(法 15 条 B)。

(6) データ管理者の義務

データ管理者は、データ保護法に従ったデータ処理を行う必要がありますが、以下の義務も負います(法 8 条)。また前記のとおり同意の取得前には一定事項のデータ主体への通知が必要です(法 9 条)。

- ・ 保有しているデータ及び受領したデータの保護
- ・ セキュリティ、技術的、組織的措置の導入
- ・ 苦情対応の仕組みの整備と公開
- ・ データ主体の権利行使手段の提供
- ・ 不完全又は不正確なデータの修正
- ・ データ主体による同意撤回、異議申し立て及びアクセス権の行使を可能にすること

データ管理者はデータ主体又は当局からの要請があった場合、以下のいずれかの理由に該当する場合は、法 6 条の例外に該当する場合を除き、データを消去又は不可視化し、必要な措置を講じる必要があります(法 10 条 A)。

- ・ 目的外又は同意と不一致な処理が行われた場合
- ・ データ主体が同意を撤回した場合
- ・ 法や法に基づく規則に違反する処理が行われた場合
- ・ 法的又は契約上の義務を果たすために必要な場合

また、データ管理者は以下の場合にデータ保護責任者を設置する必要があります(法 11 条 A)。

- ・ データ管理者の主な業務が、個人データの処理を含む場合
- ・ センシティブ個人データを処理する場合
- ・ 法的能力を欠く自然人(未成年者又は成年後見人の下にある者など)のデータを処理する場合
- ・ 財務情報を含むデータを処理する場合
- ・ 国外のデータベースにデータを移転する場合
- ・ データ保護責任者の任命が必要であると当局が定めたその他全ての場合

(7) データ処理者の義務

データ処理者には、特に以下の義務が課せられています(法 12 条)。

- ・ 法及び法に基づいて発行された規則や指示に従ってデータ処理を実施すること
- ・ 処理の目的及び期間を超えて処理を行わないこと
- ・ 処理期間が終了した場合には、データを消去するか、データ管理者に返還すること
- ・ 法律で認められた場合を除き、データ又はその処理結果にアクセスできるような行為を行わないこと

(8) データ管理者の登録

データ保護法 18 条 D では、規制当局は、データ管理者、データ処理者及びデータ保護責任者を記録する登

録簿を設立及び維持するとともに、当該登録簿を監督し、整理するものとされており、当該条項は、データ処理に関して、データ管理者による登録が必要であることを示唆するものですが、関連する規則が未だ発表されていないため、登録プロセスの具体的な詳細は不明です。

(9) データ主体の権利

データ保護法において規定されているデータ主体の権利は以下となります(法 4 条 B)。

① アクセス権

自己のデータにアクセスする権利及び個人データの写しを取得する権利。

② 同意を撤回する権利

データ主体が自己のデータの収集・使用・開示について同意を付与した場合に、その同意を撤回することができる権利。

③ 訂正権

自己のデータの正確性・最新性・完全性を保つために、修正・訂正等を求める権利。

④ 制限権

自己のデータの処理の制限を求める権利。

⑤ 消去権

自己のデータの消去や匿名化を求める権利。

⑥ 異議を述べる権利

データが収集された目的にとって不必要である場合、若しくはそれらの目的との関連において過剰である場合、差別的である場合、不利益を被らせる場合又はデータの処理が法律に違反する場合に異議申し立てをする権利。

⑦ データポータビリティ権

あるデータ管理者から別のデータ管理者へのデータの移転を求める権利。

⑧ 通知を受ける権利

データのセキュリティ及び完全性に関する侵害又は違反の通知を受ける権利。

(10) 罰則

データ保護法への違反行為に対しては、行政制裁が課されることになりますが、まず、一定の期限内に違反行為の原因とそれによる影響を解消する旨の警告が出され、改善がなされなければ、ライセンスの停止、取消、日額最大 500 ディナールの罰金等(罰金の総額は、違反者の前会計年度の総収入の 3%を上限とする)が課されます(法 21 条 A)。また、違反者と違反内容を公に開示する処分が課される場合もあります(法 21 条 B)。

また、刑事罰として、1,000~10,000 ディナールの罰金(再犯時は倍額)が課される可能性があり(法 22 条 A)、裁判所はデータの抹消やデータベースの削除等の命令を出す場合もあります(法 22 条 B)。

中東関連イベント情報

UAE ウェブ法律相談

当事務所によるウェブを通じた日本語無料法律相談(30 分程度)を実施いたします。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、こちらまでご連絡下さい。

トルコウェブ法律相談

当事務所とトルコの現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会(30 分程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所により、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、こちらまでご連絡下さい。

その他中近東各国ウェブ法律相談(バーレーン、カタール、イスラエル、エジプト)

当事務所と各国現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会(30 分程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所により、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、こちらまでご連絡下さい。

イスラエル事業環境個別ウェビナー

イスラエル法律事務所によるウェブを通じたイスラエル事業環境に関する無償プレゼンテーション(30 分から 1 時間程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所にて適宜日本語の補足を行うことは可能です。ご希望者は、こちらまでご連絡下さい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、隨時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com